

2013年7月2日

文部科学大臣  
下村 博文 様

全日本教職員組合（全教）  
中央執行委員長 北村 佳久

## 日本国憲法が保障する基本的人権を擁護し、 教職員の政治活動の自由を保障することを求める申し入れ

7月4日公示、7月21日投票で参議院選挙が実施されます。今後の政治、教育のあり方に大きな影響を与える選挙であり、国民一人ひとりの政治活動の自由が保障され、主権者の意思表示によって国政の方向が決定されるという民主主義の発揮が求められています。

この選挙にあたって、文部科学省は、6月3日付で「教職員の選挙運動の禁止等について（通知）」を发出し、都道府県教育委員会等を通じた周知徹底を求めています。現在、各地の学校ではこの通知を根拠にした管理職等による不当な言動が相次ぎ、教育公務員は政治活動の一切が保障されていないかのような空気が醸成される傾向にあります。全教は、選挙のたびに发出されてきた「教職員等の選挙運動の禁止等」を求める通知について、法令にも抵触していない正当な政治活動を抑圧し、憲法に保障された基本的人権をないがしろにするものと厳しく批判してきたところです。加えて、2012年12月11日には、12月7日に下された最高裁判決も踏まえて、改めての申し入れを行い、文科省通知の撤回を求めたところです。

最高裁判決では、国家公務員の政治活動を禁止した国家公務員法や人事院規則によって「禁止の対象とされるのは、公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが実質的に認められる政治的行為に限られ、このようなおそれが認められない政治的行為や本規則が規定する行為類型以外の政治的行為が禁止されるものではない」「管理職的地位になく、その職務の内容や権限に裁量の余地のない公務員によって、職務と全く無関係に、公務員により組織される団体の活動としての性格もなく行われたものであり、公務員による行為と認識し得る態様で行われたものでもないから、公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが実質的に認められるものとはいえない」と断じています。今回の文科省通知は、「具体的事例について判断するに当たっては、適宜関係法令や関係判例を参照すること」とする項をおいているとはいえ、判決の趣旨を十分に踏まえた対応とはいえないものです。

そもそも、公務員の政治・選挙活動に対する国民の批判は、労働組合の特定政党支持おしつけによる選挙活動、あるいは、業界に対して利益誘導を図るなど公務員の地位を悪用したものや役所ぐるみでおこなっている選挙活動などに対するものであり、一般の公務員が憲法等に保障された市民的権利を行使しておこなっている政治活動に対するものではありません。

すべての国民には、主権者としての重要な権利として政治活動の自由に関する保障がなされており、教育公務員といえどもその例外ではありません。憲法が保障する政治活動の権利を擁護する立場から、以下のことについて申し入れます。

### 記

- 1、发出された「通知」について、最高裁判決も踏まえた対応となるよう周知すること。
- 2、文部科学省として、憲法で保障された教職員の正当な政治活動の自由を保障する立場に立った行政を行うこと。

以 上